

## 平成29年第8回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月25日（火）  
午後2時00分から午後4時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（18人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎						
会長代理	2 番	太田 尚臣						
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊		
	6 番	志田 邦彦	7 番	岸本 六郎	8 番	知念 近海		
	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治	12 番	松尾 均		
	13 番	福田 務	14 番	田中 初治	15 番	朝長 久夫		
	16 番	辻尾 政幸	17 番	山下 裕史	18 番	水嶋 政明		
	19 番	三枝 政人						

5. 欠席委員（1人）  
9 番 高口 和子

### 6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第37号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第38号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する  
意見について  
議案第39号 非農地通知の対象とすることの決定について

### 報告事項

- 第8号 農地転用許可不要案件届出について
- 第9号 農地等改良届出について

7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主査：山口智貴

### 8. 会議の概要

事務局 只今から平成29年西海市農業委員会第8回総会を開会いたします。本日、9番：高口委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

出席委員は在任委員19名中18名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は岩崎会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、6番志田委員、7番岸本委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。所在が西彼町平原郷字上原の田（現況畑）、計1筆・929㎡の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして市外在住の譲り渡し人が申請物件について、耕作者である譲り受け人に対し、許可あり次第、贈与による所有権を移転し、引き渡しを受けるもの。というものです。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてははすべて非該当となっております。

関係資料は3頁から6頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図を添付しております。譲り受け人の自宅から約31kmのところに申請地があり、現在も約45分かかけ通り「にんにく」を栽培している状況です。5頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。7頁は現況写真となっております。権利移転後も引き続き「にんにく」の栽培をしたいとのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

1 2 番 推進委員と連絡を取って、譲り受け人と現地を確認しました。譲り受け人は譲り渡し人の養子ということで、にんにくと玉ねぎを栽培しているとのことでした。川棚町からの通農ですが、佐世保のほうで商売もしており、そこで利用するとのことでした。7番推進委員とも特段問題はないということで見えて来ましたので、ご審議方よろしく願います。

議 長 ただ今議案第35号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を説明します。資料は7頁です。「1番」は所在地が西海町横瀬郷字打越、畑1筆、面積・330㎡で利用状況は普通畑（ジャガイモ栽培）となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在借家に住んでいますが、子供たちが大きくなり、また父母も高齢者となり実家の近くに住宅を建築するためとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

添付資料は、8頁から16頁までで、8頁に位置図、9頁に付近状況図、10頁に字図、11頁に航空写真を添付し、12頁に現況写真、13頁に被害防除計画書、14頁に土地利用計画図、15頁に平面図、16頁に立面図を添付しています。木造ガルバ鋼板葺平屋の住宅86.96㎡の住宅を建設しテラス・ポーチを含めた117.59㎡が建築面積となっています。13頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、切土を行う最高1.2m、被害防除措置として、のり面保護をする。法面に種子付シートを貼り付け、宅内排水の溝を設けるため被害の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼ

す恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを4.0m程度に加減する。計画建物は平家建ての住宅であり、地盤を前面の道路の高さまで下げるため近傍農地への被害の恐れはない。排水計画ですが、雨水排水は、市道側溝溝へ放流、汚水・生活雑排水は下水道処理（農業集落排水）となっています。

農地区分について、申請地は宅地や道路に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を担当委員お願いします。

2 番            先日、譲渡人、譲受人双方立会いの下現地を確認いたしました。譲受人は譲渡人の甥に当たり、現在は他の地域に借家住まいをしておりますが、両親も高齢で近傍に住宅を建設したいということで今回の申請に至ったということでした。雨水等は市道側溝が整備されており、下水については農業集落排水に繋ぎ込むということで特に問題はないものと思われま。周囲の農地等にも何ら影響はないものと思われま。すのでご審議方よろしくをお願いします。

議 長            ただ今議案第36号について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。  
                  皆さんから何かご意見等ございませんか。  
                  《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
                  《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
                  よって、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長            次に議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
                  事務局より説明をお願いします。

事務局           議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案するものがあります。

                  18頁は農地利用集積計画集計表です。賃貸借「5年」1筆・1,

730㎡と使用貸借「5年」3筆・5, 155㎡、計4筆・6, 885㎡と「使用貸借権・賃貸借権設定」(県公社借入分)の賃貸借「5年」のもの3件・3筆・4, 769㎡が計上されています。

19頁は個人間の賃貸借「5年」のもの1件・1筆と使用貸借「5年」のもの1件・3筆、計2件・4筆、6, 885㎡の詳細となっています。

20頁は県公社借入「5年」のもの「賃貸借」3件・3筆・4, 769㎡の詳細となっています。各筆の地番・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。21頁に借り手の農業経営状況を添付しています。農業経営基盤強化法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長           それでは補足説明を担当委員お願いします。

3 番           本人とは連絡がとれませんでしたので、麻生推進委員と現地を確認いたしました。1番はビワ団地ですが今年の収穫は借受人とともに研修を兼ねて行ったということでした。2番～4番について現状はセイタカアワダチソウが繁っておりますが、手を入れれば耕作可能であると判断いたしました。耕作放棄地の解消に繋がることであり、また、借受人は新規就農者で農業研修も受けており、やる気のある若者でありますのでご審議方よろしくお願いします。

議 長           ただ今、議案第37号について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

2 番           2番から4番については賃借料が0となっておりますが、何か理由があるのですか。

事務局          借受人が新規就農ということもおりますが、現状が荒廃農地となっているところを農地として回復していただくことも含めて双方で合意がなされたと聞いております。1番についてはビワがある事、多少のリスクを背負った方が緊張感があっていいということ等からこれも双方で合意に至ったとのことでした。

議 長           ほかにご意見等ありませんか。

                  《なしの声あり》

議 長           ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

                  《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 37 号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

議 長 次に議案第 38 号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 22 頁をお願いします。議案第 38 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画に関する意見について」農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は 23 頁から 24 頁です。先ほど 20 頁で出ました県公社の借り入れ分の土地・3 筆がそのままここに計上されています。県農業振興公社から「1 者」に対し計 3 筆・4,769 m<sup>2</sup>の「賃貸借」「5 年」のもの農用地利用配分計画（案）の詳細が 23 頁に計上されています。24 頁に借り手の経営状況を添付しています。各筆の地番・面積・賃貸借等の詳細につきましては議案書を参照ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 において特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

19 番 借り受け者は定年退職後、本格的に農業をされている方です。現地は農地水（多面的機能支払交付金事業）の対象地でありましたが、高齢化もあり更新がなされませんでした。借り受け者としては地理的にも利便性がある事、荒廃化を防ぎたいという思いから決心したと聞いております。家族の応援もあり特に問題はないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 38 号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 38 号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分

することで「意見なし」といたします。

議長 次に議案第39号「非農地通知の対象とすることの決定について」を議題といたします。  
それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料は25頁をお願いします。議案第39号の非農地通知の対象とすることの決定について説明をいたします。今回は7筆・22, 277㎡について、審議を頂きたいと思えます。申請者の方は2件の方になっています。住所や所有者の詳細につきましては議案書記載のとおりです。

説明に入ります。1件目は1番から3番の3筆で、資料は26頁から30頁です。所有者は西海町水浦郷の方です。26頁に位置図、27頁に付近近況図、28頁に字図、29頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、耕作地へ行くことも困難な状態で現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。30頁が対象地の現況写真です。対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

2件目は4番から7番の4筆で資料は31頁から35頁です。所有者は大瀬戸町多以良内郷の方です。31頁に位置図、32頁に付近近況図、33頁に字図、34頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場の方ですが雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。35頁が対象地の現況写真です。対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議長 それでは1番～3番について補足説明を担当委員をお願いします。

14番 先日現地を確認いたしました。事務局説明のとおり、ほぼ山林化しておりまして、進入路も耕運機も入れないくらいのところで、今後、農地として復元は困難と判断いたしましたのでご審議方をお願いします。

議長 4番～7番について補足説明を担当委員をお願いします。

15番 申出者は3年位前まで家族で畜産を営んでおり、申請地は牧草地でありました。畜産は廃業し水稻を少し耕作しているくらいで二人とも

会社に勤めておられます。本人も今後耕作する意思はなく、復元は困難と思われるのでご審議方よろしくお願いします。

議長 　ただ今、議案第39号の1番から7番まで説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。

よって、議案第39号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番から7番について、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 　次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 　報告事項の説明を行います。資料は36・37頁をお願いします。平成29年7月受付「農地転用不要許可案件届出」と平成29年7月受付「農地改良届」について説明をいたします。西海町横瀬郷における本日の農地法第5条申請に関連した届出分となっております。農地転用許可不要案件は農機具保管所、通路の整備の分となります。本件は事後報告分となります。申請地は西海町横瀬郷字打越の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請者は土地所有者で横瀬郷の方です。工期は平成12年月日不詳から供用開始し、69㎡の通路と22.88㎡の保管庫の敷地として利用しています。関係資料は38頁から45頁までで、38頁に位置図、39頁に付近近況図、40頁に航空写真、41頁に字図、42頁に現況写真を添付しています。43頁に被害防除計画書、44頁に配置図、45頁に平面図、46頁に立面図を添付しています。43頁に戻り、申請地の造成計画内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置、被害の発生の恐れがない理由として、周囲は自分の農地で被害をおよぼす恐れがない。日照、通風、耕作等への影響については、高さを加減する3.0m程度、倉庫の高さを低く抑えているので被害の恐れはない。排水計画については雨水を自然流下するとなっております。

つぎに資料は37頁ページをお願いします。平成29年7月受付農地改良届出について説明をいたします。「1番」は5条申請に伴う敷地造成切土の有効活用となっております。現況は普通畑でジャガイモを栽培しており、3164番7の住宅地造成（切土）により発生する切土を盛土として利用し、0.05m嵩上げを行というものです。事業は5条許可日から1ヶ月程度を予定しております。申請地は所在が西

海町横瀬郷字打越の2筆、地目・畑、地積計1,506㎡の届出となっています。申請地の各筆の地番・地目・面積と申請者の住所・氏名・申請事由については議案書記載のとおりです。関係資料は38頁から41頁まで共通で、38頁に位置図、39に付近近況図、40頁に航空写真、41頁に字図を添付しています。47頁に現況写真を添付しています。48頁に被害防除計画書、49頁に平面図、50頁に断面図をつけています。48頁に戻り、申請地の造成計画内容ですが、盛土を行う最高0.05m、切土を行う最高1.2m。被害防除措置として、法面保護をする。種子付シートを貼り付け、宅内排水の溝を設けるため被害の恐れがない。近傍農地の日照、通風、耕作等への影響については、高さを加減する4.0m程度、計画建物は平家建の住宅であり、地盤を前面の道路の高さまで下げるため、近傍農地への被害の恐れはない。排水計画については雨水を自然流下するとなっています。農地改良届に関する事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今事務局から報告事項について説明がありました。何か意見等ありませんか。

　　ないようでしたら、ただ今、報告及び説明があったとおり届出について承認することといたします。

議 長 　　以上をもちまして本日の議案審議は全て終了いたしました。皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 　　ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

　　次回総会は

日時 平成29年8月24日(木) 午前9時00分から  
場所 西海公民館

これをもって西海市農業委員会第8回総会を閉会いたします。お様でした。

平成 2 9 年 7 月 2 5 日

農業委員会長

議事録署名人

議事録署名人